

## 令和4年度税制改正 ～厚生労働省、経済産業省及び日本経済団体連合会等の改正要望～ ～その3～

今回が各省庁からの税制改正要望についての解説の最終回です。今回は、厚生労働省、経済産業省による改正要望の概要について解説します。また、日本経済団体連合会の税制改正の提言及び日本税理士会連合会の税制改正建議についても参考までに掲げます。

## I. 厚生労働省の改正要望

### 1. 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分の払戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際に、当初出資金を超える部分に課税される「みなし配当課税」を、基金が払戻しされるまでの間、納税猶予する措置を講ずる。さらに、基金拠出型医療法人への移行後、相続・贈与発生時の基金にかかる相続税・贈与税を猶予する措置を講ずる。

持分なし医療法人の一類型である基金拠出型医療法人への移行において、納税猶予措置を講じることにより、持分なし医療法人への移行を進めるものである。

## II. 経済産業省の改正要望

### 1. コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

非上場株式等に係る納税猶予制度について、コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、必要な税制措置を検討する。また、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について、事業承継を促進する観点から、同族会社や事業用資産を有しない個人との課税の公平性や、制度の濫用を防止する観点等を踏まえつつ、青色申告書の貸借対照表に計上される事業用資産を対象とすることを検討する。

## III. 日本経済団体連合会の改正要望

日本経済団体連合会は、「令和4年度税制改正に関する提言」をまとめ、以下のように要望（資産税に関係する主なものに限定して紹介します）しています。

- ① 新築住宅に対する住宅ローン減税について、現行の住宅ローン減税制度（一般及び認定住宅）の控除限度額及び控除期間を延長することが極めて重要である。
- ② 来年度の固定資産税の負担増の発生状況が納税者に与える影響にも十分留意した上、負担調整措置の拡充等、負担軽減のための所要の対応を講じるべきである。
- ③ デリバティブ取引と上場株式等との損益通算化を実現すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から延長することも検討すべきである。
- ④ NISAについて、中長期的な投資による資産形成の支援、継続的な市場の活性化の観点から、制度期限及び非課税保有期間を恒久化すべきである。
- ⑤ 上場株式（ETF及びREITを含む）並びに公募株式投資信託について、価格変動リスク等を考慮すれば、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すべきである。
- ⑥ 持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、生命保険料控除制度を拡充すべきである。

### 【参考：日本税理士会連合会による令和4年度税制改正に関する建議】

日本税理士会連合会は、毎年税制改正に関する建議書を取り纏めています。そのうち、資産税に関連する主な項目だけを、以下に紹介します。

- ① 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置
- ② 一定期間の業務継続性の要件等を設けた上で、個人の業務用不動産の譲渡損失の損益通算を認めるべき
- ③ 取引相場のない株式等の評価の適正化（相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等について通常の評価とするなど）
- ④ 相続税の更正の請求に関する特別事由の見直し（相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行を追加する）
- ⑤ 相続税・贈与税の連帯納付義務の廃止
- ⑥ 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（適用期限を令和14年まで5年間延長すべき）

（文責：山本和義）